

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター えんじゅ
所在地	〒252-0821 藤沢市用田 8 2 0 番地(一樹荘内)
事業者指定番号	1472200144 号
管理者等・連絡先	管理者 高橋 圭子 連絡先 電話 0466-47-5051
サービス提供地域	藤沢市

2 事業所の職員体制

職種	人 員 等
管理者：主任介護支援専門員	1 名（常勤 介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	1 名以上（常勤 / 非常勤 0 名）

3 営業日・営業時間

営業日	月～金	土曜日・日曜日
営業時間	8:30 ～ 17:30	休み

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「休み」の扱いとなります。

※ 緊急時の連絡先：080-1291-5296

4 サービス利用料及び利用者負担

1. 居宅介護支援にかかる費用については、法廷代理受領により介護給付が可能な場合は利用者の自己負担はありません。
2. 通常のサービス地域を超えて訪問・出張する必要がある場合には、公用車を利用した場合は、1 Km：50 円、公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収します。

5 当法人のサービス方針

福祉サービスご利用者自身の意思、選択を尊重し、ご利用者が可能な限り家庭においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援事業者、他のサービス提供事業者等と十分に提携をとり適切なサービスを提供するために、常に努力します。

6 事故発生時の対応

事業者は居宅介護支援の実施に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。又、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人お客様相談コーナー	電話番号	0466-47-5051
	ファックス番号	0466-48-1120
	相談員（責任者）	大八木 陽子（高橋 圭子）
	対応時間	8:30～17:30

○ 公的機関等においても、次の機関において苦情申し立て等ができます。

藤沢市 介護保険課	所在地	藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所
	電話番号	0466-50-3527
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447

1. 利用者は、提供された居宅介護支援に関して苦情がある場合又は事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づいて提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱を致しません。

8 守秘義務等

1. 事業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

9 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者は次のとおりです。

虐待防止に関する担当者	大八木 陽子
-------------	--------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 0 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、居宅介護支援提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 身体拘束等の適正化に係る措置

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

1 3 第三者評価等の実施状況（重要事項説明以前4年間の状況） なし

1 4 当法人の概要

代表者名	鈴木 良昌
本部所在地	〒252-0821 神奈川県 藤沢市 用田 820 番地
電話	0466-48-0896
業務の概要	保育所・特養・ショートステイ（短期入所）・デイサービス
	居宅介護支援（ケアマネ）・地域包括支援センター
事業所数	6 事業